

# 經濟論叢

第九十卷 第五號

---

- 組織の統合理論(一)……………田 杉 競 1
- 近代海運業分析の方法と課題……………山 田 浩 之 21
- 木炭の生産・流通機構と農協(一)……………野 木 稔 郎 43
- 日本資本主義確立期に  
おける償金取寄論争……………梅 津 和 郎 66
- 

昭和三十七年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 木炭の生産・流通機構と農協

——長崎県対馬島・大村市萱瀬地区について——

## 野木稔郎

木炭の需要は、近年、大はばに減退している。一部、工業用の需要増はみられるとしても、その用途の大部分が家庭用である木炭の需要は、電気・ガスの普及、プロパン・石油コンロの出現によって、圧倒されつつあることは周知のことであろう。

生産者にとっても、木炭生産における最大の生産手段である原木が入手し難くなってきた。人工林化の進展、杭木・パルプの需要は天然広葉樹林の蓄積を減少させ、薪炭林を奥地へとおしやり、立木価格を高騰させている。さらに近年、顕著な現象としての農、山村からの人口流失は、製炭労働力、とくに若い製炭従事者を減少させている。激しい労働と低所得の製炭業に、若い世代が従事したがりないのは一般的な現象である。木炭生産の低い所得を規定する一因として木炭の流通機構があ

る。木炭の「おくれた」流通機構は、木炭の商品的特性とともに、なによりもその生産構造の上になつてゐることをみなければならぬ。「前期的」な流通機構にたいして、当面考えられたい流通過程の合理化は農協による「共同販売」である。しかし、木炭は農協の取扱品目のうちでも、もつとも取扱比率の小さいもの一つである。何故に取扱えないかについては、製炭地の山村の社会経済構造をもみなければならぬ。商人支配のもとにおける木炭の生産・流通機構を対馬の事例をとって、次に農協共販を長崎県大村市萱瀬地区の事例について考えてみたいと思う。

- (1) 木炭生産は生産力の低い山村の農家の兼業としておこなわれることが多く(製炭者の八〇%は兼業製炭者がしめる)、生産規模は零細である上に家庭用木炭の消費も零細である。木炭は銘柄、品種などがきわめて複雑であり、消費地の

「好み」にもこたえねばならず、生産地と消費地とのむすびつきは、かたく、産地出荷業者と、消費地卸売業者との間は通常相対取引きで人格的関係によってむすばれ、古い取引慣行のこざれている。

二

玄海の離島、対馬の行政の中心である厳原は博多から海上六七哩、しかし、島の北端、比田勝から韓国釜山までは二八哩にすぎず、本土よりむしろ朝鮮に近い。島外への交通は、もちろん、海上輸送によらねばならないが、陸上も地勢は急峻で、バスの通うところはきわめてわずかで、南北を結ぶ縦貫道路も未だ開通していない。

四町二ヶ村(厳原町、美津島町、豊玉村、栄村、上泉町、上対馬町)に分けられ、全人口は七万に近く、有業人口二万人弱のうち、第一次産業従事が六四% (農業三〇・三%、漁業二六・一%、林業七・四%) をしめ、公務自由業、商業(一一・六%) がこれについている。全面積は七一、四九一町歩であるが、農地はわずか四%にすぎず、林野が九〇%をしめる。林野のうちわけは国有林九二%(五三〇〇町歩)にたいし、民有林が九一%(五三五〇町歩)をしめるが民有林の九四%(五〇四〇町歩)が私有林である。この私有林の所有者の多くが農家であると考えられるが、林野所有の分解集中はあまり進んでおら

ず、大面積の所有者も割合に少なく、かなり多くの農家が林野を所有しており、旧士族の知行地であった木庭(山林)と旧百姓地の木庭の分解による所有形態を中心とするものとみなされる。しかしこの林野も人工針葉樹林は一一%にすぎず、大部分は蓄積の少ない、天然広葉樹林によっておとわられている。

(2) 表イ、表ロは調査の時期と方法がことなるが対馬の林野所有者数、四四〇三戸にたいし、農家の所有者数はセンサスによれば三五九五

表イ 対馬保有山林面積広狭別農家数

林野面積広狭別	戸数	%
総計	4,485 <small>戸</small>	100 <small>%</small>
0	870	19.4
～ 1町	943	21.1
1 ～ 5町	1,583	35.2
5 ～ 10町	592	13.2
10 ～ 20町	299	6.7
20 ～ 30町	112	2.5
30町以上	86	1.9

1960年センサス

表ロ 山林面積広狭別所有者数

	10町未満	10～50	50～100	100～200	200～300	300町以上	計
戸数	2,798(64)	1,229(28)	351(8)	10	7	8	4,403(100)
面積	14,009(25)	19,365(33)	19,040(32)	1,242	1,631(3)	2,651(5)	57,958(100)
一戸当	5	15	54	124	233	331	13

長崎県林務課資料

〔表1〕 経営耕地面積広狭別農家数

別反	戸数	比率
3反以下	1,294	28.9
3反~5反	819	18.3
5反~1町	1,591	35.5
1.0~1.5町	621	13.8
1.5~2.0町	121	2.9
2.0~2.5町	8	0.2
2.5~3.0町	1	0.0
3.0~5.0町	2	0.0
その他	28	0.6
計	4,485	100.0

1960年センサス

ぎず、多くの農家が食糧の自給不能で購入にあおがねばならない。兼業農家が九七%をしめ、第一種兼業、第二種兼業とも

が、通常、林業等に結びつきがちな山、村の兼業が対馬ではまず漁業と結びついていて、むしろ未分化である。二

〔表3〕 対馬農家の兼業

	第一種兼業		第二種兼業	
	2,161円	100%	2,181円	100%
やとわれ兼業				
労働者	90	4.2	108	5.0
事務職員	103	4.8	186	8.5
人夫日雇	496	23.0	317	14.5
その他	28	1.3	22	1.1
自営兼業				
製炭製薪	314	14.5	154	7.1
育林など	295	13.7	54	2.5
漁業	683	31.6	948	43.5
職人	36	1.7	124	5.7
商店など	17	0.8	139	6.4
その他	101	4.5	129	5.8

1960年センサス

戸である。対馬では旧藩時代の「百姓株」をひきづく「本戸制度」がおこなわれ、相続による分割がおこなわれず、分家寄留、入寄留には、土地を取得し難い事情があった。対馬ではもともと山林を木庭とよび、耕地の少ない対馬では早くから高入れられていた。

一方、農業は経営耕地が零細で五反未満がほぼ半数をしめ、八六%が一町未満であるが(表1)、なによりも主要農産物の反収がきわめて少く(米一・三石、裸麦一・三石、甘藷二八〇貫、馬鈴薯三四〇貫)、したがって、一九六〇年センサスによれば全く農産物を販売しない農家が総農家数の五二・六%、二万円以下販売の農家をおわせると七五%をしめ(表2)、自給農業であり、島内で生産される農産物は全人口の三ヶ月分の食料にす

二種兼業とも「漁業」がもっとも多いが(表3)とくに二種兼業においては、ほぼ半数近くをしめ、一種兼業では、ついで人夫日雇、製炭製薪、育林の順となっており、「商店など」も二種兼業にくらべてかなり少なく、本戸制度の名残りの対馬の社会的

〔表2〕 農産物販売金額別農家数

	戸数	%
総計	4,485	100
0	2,358	52.6
~2万円未満	993	22.1
2~5万円	714	15.9
5~10	292	6.5
10~30	115	2.5
30万円以上	13	0.3

1960年センサス

次産業としては東邦亜鉛対州鉱業所の他にみるべきものはないが、商業では約七〇〇の店舗のうち、その六五%が食料品をあつかって、その所得構成割合は一九・七%。林業よりも、漁業よりも大きく第一位である。なお、林生産物のうち、もともと大きいのが木材（二億九千三〇〇万円）で木炭（一億六千五〇〇万円）がこれにつき、長崎県としてはもともと大きい製炭地域である（昭和三十五年、長崎県統計年鑑・対馬林業指導所資料）。

対馬における木炭生産が、やや大規模におこなわれるようになったのは大正中期頃からである。それ以前は木炭も厳原町の個別消費者を対象とする製炭がわずかに行われていた程度であり、林野の利用は藩政期と同じく、掠奪的木庭耕作が中心であった。しかし、大正中期、日本資本主義の大陸進出とともに大陸（朝鮮、関東州、中国とくに満洲）、南方（台湾、海南島）市場むけに木炭が大量に輸出されるようになり、安い労働力の朝鮮人や残存していた被官等の隷農を焼子とする企業製炭が続出し、蓄積豊かな天然広葉樹林を濫伐しつつ木炭が生産され、大正末期には八〇万俵、最高の昭和二年には一二〇万俵に達した。対馬の当時の農民は山林の所有者として立木代の取得者、あるいは対州馬による木炭の搬出によって、駄賃の取得者の位置にあったが、また企業製炭者の下で製炭に従事するものもあった。（九大林政学教室「対馬の林業構造」、長崎県林務課「対馬林業調査報告書」、月川雅夫「佐須の農業」）

しかし、敗戦とともに木炭市場は大陸、南方から、不利な本土へと変り、朝鮮人の大量帰国および対馬における農地改革の最大の成果である被官制度の解消によって製炭労働力の面から、朝鮮米の移入停止による生活手段の面等から、木炭生産量も昭和二〇年、二一年には二十五万俵へと激減する。

しかし植民地林が矢われ、木土資源の枯渇とともに、かつて木庭作の邪魔物として放置され、焼きすてられてさえた木庭作跡地の天然松が杭木・バルブ材として脚光を浴び、対馬の農家は立木代を取得し、あるいは伐木・搬出等に従事することによって、ささやかな「山林ブーム」がひきおこされた。林道も除々に開設され、近代的植林が始めて本格的に開始された。大正中期からの製炭中心の林野利用が、漸く育林業による用材生産へと転換するきざしがあらわれてきた。しかし「山林ブーム」のかけに島内の木材集荷業者、伐木業者（農民）は本土のバルブ資本・木材資本の系列にくみ入れられ、流通機構も複雑化し、貨幣収入に乏しい零細な農家が売却する天然松、やがて天然広葉樹の立木価格が、採取行程のコスト高などとあいまって安く、規制されるようになる。対馬の木炭の原木価格の安さ（本土で俵あたり八〇円〜一〇〇円の際に四〇円〜六〇円）の一因となる。

一方、木炭生産は、本土の木炭需要にささえられ、一部、朝鮮人の定着あるいはまた本土からの移住製炭者および木炭の搬出等の「賃かせぎ」を失った農家が製炭をとり入れ、製炭量は

漸増し、昭和二十四年には三十八万俵となり、その後昭和二十五年、木炭統制撤廃に際し、木炭生産は混乱し、生産量も一時減退するが、以後家庭用・工業用の需要にさええられながら、四〇万―五〇万俵の生産をつづけてきた。

木炭生産の形態は大きく「質焼」と「自営製炭」に分けられるが、いうまでもなく「質焼」は生産手段（主に原木）のみならず、生活手段（米、麦、味噌等の食料品から衣料品等の日用雑貨一切）または貨幣を直接、製炭親方から前貸しをうけ、木炭を生産し、一俵あたりいくらという俸賦（焼賃）をうけるのが通例の型である。焼子としては、生産手段、生活手段あるいは貨幣の前貸をうけるほか、不時の出費に際しても常時、製炭親方・企業製炭者の「お世話」をうけ、焼賃のなから前借部分を天引されても常に借り越しがのこり、#頭が上らない#隷属的な関係にあるのが普通である。しかし、対馬においては、戦後、「質焼」の形態は殆んど見る事が出来ない。

(3) 「質焼」は、戦後朝鮮人製炭夫の大量帰国とともに対馬では、殆んど行われなくなったという。昭和三十四年度までにみられたものとして、蔵原町K地区の事例で、製炭親方がこの場合集荷業者であったが四人の焼子（韓国人）に、原木、生活物資等の前貸を行い、一俵あたり年間を通じて二〇〇円の焼賃を支払っていた。二〇〇円は、対馬としてはかなり高いが、そのなかには、依・組等の包装材料

木炭の生産・流通機構と設備

等をふくんでいる。また、同じ地区で、蔵原町の集荷業者が歩合で、（原木代として出炭数割の二〇パーセントを納入させる）製炭させていたような事例もある。

対馬の製炭は今日、自営形態をとっている（表4）。しかし、自営製炭とはいっても原木購入を借入金資金による自営形態がもっとも多く、製炭量も、自己資金、ないし自己所有山林による自営形態にたいして、圧倒的に大きい（表5）。資金の借り入れ先は、多くは集荷業者であるが、対馬においては、業者から原木購入資金、あるいは炭釜構築資金のみならず、生活手段の前貸をうけ、生産された木炭を集荷業者に出荷し、前借分の天引をうけるのが通例の形態である。木炭を出荷しても、日常、生活物資もしくは貨幣を前借りしているの、常に借りこしがのこるのも、むしろ#一般的な#商人と製炭者との関係である。少くとも、原木資金の前貸しを集荷業者からうければ業者は木炭を出荷することになり（表6）#販売の自由#を拘束された自営製炭は真の意味の自営生産とはいいがたい。集荷業者による製炭者の支配・拘束の度合は、

表4 製炭業態別生産者数(単位:戸)

町	別	生産者数(単位:戸)			
		鶏山	佐須	須藤	玉井
総	数	60戸	66戸	66戸	49戸
質焼	資	20	3	8	9
	借	13	2	27	
自営	資	25	59	30	36
	借	1	2	1	4
注		併合町に、蔵原町、現在、他は須村、佐伯、旧佐伯村。			

第九〇巻 三四七

第五号 四七

表5 原木入手方法別木炭生産量  
(鶏知, 豊玉, 峯, 佐須4ヶ町村)

	総 数	自 山		他 山	
		豊玉	鶏知	豊玉	鶏知
製炭者数製 (割合)	240戸 (100%)	41 (0.05)	40 (0.15)	151 (0.76)	8 (0.02)
製炭量	259,627俵	15,249	39,849	197,440	7,089
一戸平均	1,082俵	372	996	1,308	886

假前の「廃子」と殆んど変らない拘束関係にあるものから、前借り分を返済すれば自由に出荷先を選択しうる等、比較的拘束度の少ないものまで、種々ある。業者に資金・生活物資を依存する度合が大きく、そして、製炭に全く生計を依存するか、あるいは大部分を依存する專業製炭者、あるいは兼業製炭者のうちでも実質的な專業製炭者ほど業者とのきつなは断ち切り難く、拘束の度合も大きい。

表6 原木資金借入先別出荷先 (戸)

借入先	合 計		農協へ荷出		業者へ	
	豊玉	峯	豊玉	峯	豊玉	峯
合 計	49	66	4	3	45	63
農協資金借入	4	2	4	2		
業者資本借入	36	59			36	59
自己資本による経営	9	5	0	1	9	4

業者、あるいは兼業製炭者のうちでも実質的な專業製炭者ほど業者とのきつなは断ち切り難く、拘束の度合も大きい。

兼業として製炭に従事する農家の大部分は原木を他人所有山林からの購入にあおがねばならない(表7)。林野を所有する農家が多い対馬において、木炭を生産する農家は全く林野所有がないか、あるいは零細な、下層農家と、一時に立木を販売するよりは、木炭生産によって自家労働力と自己所有の立木を永続的に換金(むしろ、換生活物資)しようとする中層であろう。農産物、立木販売による現金収入を期待し得ず、漁業や日傭に多

表7 山林所有面広狭別原木入手先 単位戸 昭和35年

山林所有面広	自 山			他 山			自山+他山			総 数		
	豊玉	鶏知	峯	豊玉	鶏知	峯	豊玉	鶏知	峯	豊玉	鶏知	峯
0町		13	2	49	45	62		1	2	49	59	66
0 ~ 1		2			27	46				44	27	46
1 ~ 3		1	1		7	14				9	14	14
3 ~ 5		1	1	4	7	2			2	8	5	1
5 ~ 10		3			1	3				2	7	3
10 ~ 20		3					1			1	3	3
20 ~ 50		3		1						1	3	3

表8 専・兼業別木炭生産量  
(鶏知・峯・佐須・豊玉四ヶ町村)

	総 数	専 業	兼 業
製炭者数(戸)	240	136	104
製炭量(俵)	259,438	187,923	71,515
一戸平均製炭量(俵)	(100%) 1,081	(72) 1,382	(27) 688

表9 専業・兼業別製炭者数

町 村 別 専 業 数	豊玉 鶏知 峯 佐須			
	49戸	59戸	66戸	66戸
製炭専業者	計 0反 ~0.9 1~2.9	42 24 2 2	37 19 2	33 37 33
製炭兼業者	計 0反 ~0.9 1~2.9 3~4.9 5~9.9 10~14.9 15~	7 1 4 1 3 1 1	35 4 4 4 13 10	29 3 2 4 20 2 2 33

く依存し難い場合、生計を製炭にかける比重は大きくなる。兼業製炭者も製炭量が大きくなれば他山に依存する度合が大きくなる。兼業者の大部分が集荷業者から原木資金・生活物資等の前貸をうけ、商人の「支配」をうけているが製炭量が大きくなれば商人との結びつきもつよくなる。対馬では兼業者でも製炭量はかなり大きい(表8)。しかし、本土とことなり製炭者数においても、また、製炭量においても、(表9・10)対馬の製炭の中心をなすのは専業製炭者である。そして、とくに業者から前貸をうけ、他山購入により製炭をおこなう専業者である。製炭は、対馬においても、社会的にも、低位階層のいとなむ労働

働分野であった。現在でも、専業製炭者の中心は朝鮮人・韓国人である。(豊玉・鶏知・峯・佐須の四ヶ町村においては、専業者一三五人のうち、朝鮮人韓国人は八一人、移住製炭者一人である。)

(4) 長崎県林務課「対馬林業調査報告」によれば峯村では商店との前借関係がなく、自由に取引が出来るのはかざられたきわめて少数の農家のみで、消費物資、生産資材の一部あるいは殆んどを商店より借り、生産物取引の際、殆んど現金がのこらず、常に借越しがのこるのが一般的である。

(5) ここで、専業製炭者、兼業製炭者とは、製炭就労日数による区別ではなく、「主業」によって分けられている。しかし、耕作規模が零細で、反取がきわめて少い対馬では、他に漁業等の兼業がない場合、三〇四反の耕地をもち、対馬では農家としての「体面」をたもっていても、實質的には専業製炭と変りはないであろう。専業製炭者でも自己資金で雇用労働者をいれ二〇〇〇俵〜三〇〇〇俵を製炭したり、業者よりの借入に依存し、自家労働力(3人)で、三九〇〇俵も製炭する者(韓国人)や、専業で年間一〇〇〇俵の製炭という者(韓国人)もいる。また、兼業にも自己資金により二〇〇〇俵台の(最高は二八



表10 生産規模別製炭者数(糸村・豊玉村・美津島町・旧佐須村)  
 単位戸 昭和35年

専業業別 編数(戸)	専業者	兼業者							計
		1反未満	1~2.9反	3~4.9反	5~9.9反	10~14.9反	15反以上	小計	
製炭量(俵)	136	2	12	13	52	20	5	104	240
199以下	4		2	2	4	4		12	16
200~399	17	1	2	3	12	7	2	27	44
400~599	10			3	5	4	1	13	23
600~799	25	1	3		8	2	1	15	40
800~999	26		2	1	7			10	36
1000~1199	9				7	1		8	17
1200~1599	20		1	3	6		1	11	31
1600~1999	8		2	1	1			4	12
2000~2499	11				2			3	14
2500~2999	5					1		1	6
3000~3900	1								1

対馬の木炭はほとんど集荷業者によって集荷され、農協による。〇〇俵の製炭者も前記四ヶ町村に三名いる。業者の拘束の度合は最近製炭労働力の不足によって緩和されてきているという。

木炭の生産・流通機構と農協

る集荷は二・七%にすぎない(表11)。集荷業者は前述のように製炭者に資金、物資の前貸を行いつつ集荷するのであるが、これは、業者にとって、かなりの危険(農協が融資しえない極貧層や、耕地をもたない専業者への前貸は、こげつき、「逃亡」行方不明、あるいは北鮮帰還によって回収不能になることがある。)をともなうものであるが、前貸、あるいは、常時、山子(製炭者)のお世話をして製炭させ、集荷量、とくに最近では製炭労働力を確保しなければならない。

対馬の集荷業者の主なものは表12のように、島の南北における二人の集荷業者が一〇万俵あるいは、それ以上の集荷をおこなうが、小さな集荷業者が多く、そのなかには大きな集荷業者の仲買的な立場にたつものもある。これらの業者は対馬の社会的事情により、その出自は、本戸以外の、島外からの移住者(入寄留)、商人資本が多く、木炭集荷と同時に他の業種とくに食料・衣料・雑貨等日用品の卸・小売商をかねているものが多い。対馬の木炭は後述のように主として福岡・大阪に、チャータ1、もしくは所有する機帆船によって搬出されるが、その返り荷として「物々交換」のような形で日用雑貨等の生活物資や生産資材が多く積みこまれてくる。

(6) 福岡市場においては、返り荷仕入れの方法はO氏のように、産地商人が消費地に出張所をおき、返り荷を仕入れるものもあるが、産地出荷業者が木炭・薪をおくりこみ、薪

表11 集荷系統別木炭取扱量および比率 昭和35年

集荷系統別 地区別	農協系	森組系	集荷販売者 業	自己販売	その他	計
長崎県	360,789 <small>(27.4)</small> <small>県多</small>	100	755,304 (57.5)	187,497 (14.2)	12,461 (0.9)	1,316,327 <small>(100)</small> <small>県多</small>
対馬計	15,125 (2.7)	100	518,789 (91.9)	25,656 (4.5)	4,314 (0.7)	563,984 (100)
敵原町	3,018 (1.7)		160,019 (898)	13,374 (7.5)	1,651 (0.9)	178,062 (100)
美津島町	1,550 (3.0)	100 (0.7)	40,600 (76.0)	11,108 (20.3)		53,358 (100)
豊玉村	7,422 (17.1)		35,865 (82.9)			43,287 (100)
峯村	300 (0.4)		73,332 (99.6)			73,632 (100)
上原町			124,231 (100)			124,231 (100)
上対馬町	2,835 (3.1)		84,742 (92.7)	1,174 (1.3)	2,663 (2.9)	91,414 (100)

長崎県林務課資料より

表12 対馬の主な木炭集荷業者

町村名	業者	主要集荷地	同時に行う職業	備考
上対馬	O T	上 島	信用組合理事長 家具、みそ、しょう油等	親類に運送業者。機帆船 三隻 弟福岡で薪炭卸小売商 10万俵以上集荷
上対馬	I T	上 島	日用雑貨商。木材業	寄留
上原	I w	上 島	日用雑貨商	寄留
上原	M K	上 島	農業 日用雑貨商	本戸
峯	O g	峯	日用雑貨商。運送業	寄留
峯	H a	峯	製材。精米業。食糧日用 雑貨商	寄留
峯	Δ R	峯	農業。日用雑貨商	寄留
豊玉	S a	豊美 津 島	農業	本戸
豊玉	T a	豊美 津 島	日用雑貨商	植林 本戸
豊原	N a	豊美 津 島	運送業	寄留
敵原	Y o	敵原	運送業。自動車修理工場 美容院	10万俵以上集荷 寄留
敵原	K w	敵原	日用雑貨。木材商 特定郵便局長。蕪園長	本戸
敵原	K I	敵原	運送業	寄留
敵原	O T	敵原	木材商	寄留

炭代金決済の上で消費地問屋に返り荷仕入れを依頼する型  
 (産地商人が直接返り荷仕入れに行くのは、年に一、二度)  
 また、消費地問屋が産地商人の必要物資をおくり、その代  
 償として、木炭・薪がおくりこまれ型もある。(長崎県林  
 務課資料)

返り荷として運ばれてくる生活手段、生産手段は、製炭者に  
 たいする前貸の物資となり、また産地において販売される商品  
 ともなる。そこで、集荷業者は木炭取扱の商業利潤とさらに販  
 売、前貸した物資、貨幣の利潤、利子を取得する。他に製炭者  
 は種々な「お世話料」(搬出包装材料の代金等)も差引かれ、  
 製炭者の手取りはいよいよ少くなる。このことは殆んど大部分  
 の木炭が業者によって集荷されている対馬において、前貸をう  
 けていない製炭者の木炭の生産者手取りにも影響をあたえるこ  
 ともありうるであろうし、また製炭を行わない製薪農家の薪  
 (対馬農民の現金収入、むしろ商店からの前借返済のための一  
 般的な手段)を安くひきとり、立木代(原木代)をひき下げる  
 ことにも影響するであろう。

(7) 山元価格の安さについては、対馬の複雑な流通機構とと  
 もに、消費地の卸売との取引体制の問題もあり、後にふれ  
 るが前借のない製炭者の価格に影響する事情については、  
 前貸しのある製炭者の価格と「区別をつけたい」(炭原)、  
 前借りがなければ五円高く買いとる(峯村)、前借の原木代

について、「俵あたり一〇〇円の金利をとる」(上対馬)あ  
 るいは「金利はつけない」(炭原)という。

(8) さきの註4にみられる峯村において、自営製薪者によつ  
 て、生産される薪は、現物による前借の支払いのため、  
 木炭取扱とともに兼営される日用雑貨店に常時出荷され、  
 立木代・労働力を計算すると、ひきあわぬ。一束十二円  
 (針金代一円差引き)前後で、前借現物の差引勘定となる。  
 農産物の商品化の少ない対馬では、薪は、百山、他山によ  
 り多くの農家で、たとえば峯村の調査例では、(前掲報告  
 書)大部分(七五%)の農家が製薪をおこない現金収入を  
 補充している。なお、「妻で、前借を支払う」(豊玉)な  
 どという農家もある。なお薪は、木炭とつみあわせて、機  
 帆船一杯分の荷をつくるのにつかわれるし、妻は、製炭者  
 に前貸する物資ともなる。

木炭生産者の製炭による収入を直接に規定する産地価格は消  
 費地の卸売価格を基準にして、それから、手数料、運賃等を差  
 引いて逆算して決定される。対馬の木炭はその八〇%が白炭で  
 あるので工業用(とくに二硫化用)としての需要も見出し、ま  
 た白炭とはいえ半白炭であるので家庭用としての用途もある。  
 もっとも大きな出荷先は大阪(昭和三五年度全移出量の四七%  
 二〇万俵、主に工業用)、福岡(一七万俵、四一%、官庁、会社  
 あるいはその職員家族向家庭用の大口が多い)で、ついで、他  
 に工業用として岡山、広島等へも移出されるが、対馬の木炭は

表13 木炭価格の各業者別取得分および比率

市場	最終価格	生産者分	産地間運取分(集荷業者)	輸送費	消費地者費卸取分	小売業者分
大阪	450 (100%)	210 (47%)	30 (7%)	40 (9%)	70 (15%)	100 (22%)
福岡	410 (100%)	200 (49%)	35 (8%)	25 (6%)	40 (10%)	110 (27%)

①長崎県林務課資料より製作製業②雑1級、昭和34年③生産費は230円程度  
 ④輸送費は卸売業者と集荷業者との間の輸送費

消費地では「品質はともかく、安いのが魅力」といわれており、安い卸売価格が成立する。工場用あるいは職域団体等の大口需要者むけの出荷が多いが、流通過程の主要な段階の取得分は表13のように算定されている。まず阿市場とも生産者取得分は最終価格の五〇%以下で、木炭の場合の平均的手取り、六〇%〜七〇%よりかなり低くなっており、すでに生産費をわっている。製炭者の手取りから原木・包装・金利・搬出その他の費用を差引けば、一日あたりの報酬(一日あたり二俵半製炭)もきわめてわずかであるが、前借があり、他山を購入している以上、製炭をやめるわけにもいかないし、また集荷業者に依存しているかぎり、「なんとか食べる」と木炭生産がおこなわれる。

(9) 労働過程が激しく、歩止りがわるく(黒炭の原木石あたり二

俵半にたいし白炭は二俵、しかも黒炭とあまり価格差がない下級の白炭が、全国比率(黒炭は八〇%)とは逆に白炭が製炭量の八〇%をしめるのは、伝統的な白炭生産技術をつづけ、白炭に工業用としての需要があるという他に、海上輸送にさいしては、機関船一杯分の荷があつめられねばならないがそのためは、廻転の早い白炭釜の方が有利であることである。そして、そのためは、原木価格が安いことが前提されねばならない。

(10) 包装の不完全、不合格炭の混入、品質のわるさもあるが、伝統的な木炭の取引機構のなかに有利に入りこめない対馬炭の悲哀もある。たとえば大阪市場でも、他県産、とくに高知産と同程度の品質のものでも、一〇〇円程度やすい卸売価格を成立させ、結局、生産者にしわよせされる。

対馬の農協の木炭取扱は前述のように、長崎県の比率も下まわり金く不振であるが(表11)、そのなかで比較的取扱数量の多いのは豊玉農協である(昭和三十五年度に七三〇〇俵)。豊玉農協が業者の支配下にある対馬において年々、一万俵近くの木炭を取扱いたえた条件としては①集荷業者と同じく製炭者にして前貸をおこなってきたこと ②組合長の「経営的手腕」と戦前からの市場、「取引き先」をもっていたこと ③豊玉農協が後述するように木炭統制撤廃期の混乱に甚大な「損害」を受けず、その後も木炭の取扱等により、対馬としては不振農協でなかったこと ④なお豊玉農協の「集荷地域」が交通上(運

賃)、大きな業者が集荷に入りにくい位置にあったこと等が考  
えられる。<sup>(11)</sup>

(11) 豊玉農協は、農協の「山子」(朝鮮人・韓国人の専業者  
や兼業製炭者)に資金、物資の前貸をおこなって集荷し、  
木炭をチャーターしている機関船に薪と積みあわせて、県  
経済連を経由せず、直接福岡の卸売業者に送り、返り荷と  
して、組合の購買事業で取扱う生活・生産資財を卸売業者  
に仕入れてもらうという業者と同じ方法をとる。しかし販  
扱の手数料は業者がたとえば、俵あたり三〇円のとときに、  
一五円とか、一〇円というように安く、また金利の計算も  
業者とはことなり日歩計算をとり、製炭者には「高い手取  
り」をもたらしってきた。

豊玉農協のような方法で木炭を取扱った農協があることも聞  
かれるが、他にきわめてわずかな木炭の取扱をおこなっている  
のは上対馬・鶏知・佐須・峯等の諸農協である。これらの取扱  
は「生産者の不当な損失防止」、「木炭の価格安定のために、国、  
県による基金を背景に農協系統により「自主的な出荷調整」を  
はかる「保管調整炭制度」による出荷を中心となっている。し  
かし、県、県経済連の「指導指令」によっても、わずかしか出  
荷されていない。即ち、保管調整炭制度による出荷を行うにし  
ても、まず、概算払い、清算払いに耐えうる製炭者でなくては  
ならない。業者の前貸に依存し、また「すぐ現金が欲しい」貧  
しい製炭者には保管調整炭としての出荷により、清算時に「俵

あたり七〇円から一〇〇円も手取りが多くなる」ことは分つて  
いても、これを利用することは難しい。保管調整炭以外の出荷  
は、県の係官の「指導」による出荷(佐須)、未払購買代金支  
払いのための出荷(峯)などであるがしかし、きわめてわずか  
はとはいえ集荷業者の手数料、金利の高さに反撥する製炭者の  
農協出荷もみられないではない。(上対馬農協)<sup>(12)</sup>

(12) 敵原町内の農協が業者の資金をあっせんして組合員農家  
に貸付け、木炭を集荷し、業者と手数料を折半しようとい  
う、下請的な、「組合経営のための木炭取扱」のような極  
端な例もきかれる。

(13) 集荷業者への反撥による出荷をおこなったのは、朝鮮人  
・韓国人等の自己資金による専業製炭者達である。

木炭の「農協共販」が甚だ不振であるのは、製炭者の貧しき、  
その上たつ前期的な商人資本の支配、木炭の商品的特性と伝  
統的な取引形態を存続する木炭市場のあり方、また、農協系統  
の木炭市場の開拓や、取扱ひ方法の不充分さ等に由来すると考  
えられるが、対馬においては、農協経営がきわめて不振である  
ことが大きな理由であると考えられる。

貧しい製炭者が製炭しうるためには、なんらかの方法で少く  
とも「資金的な手当」をすることが必要であるが、しかし農協  
として、「組合経営の立場」からは危険な融資は「困難」であ  
るし、また融資しようとしてもその能力を欠くような不振な組

表14 対馬の農業協同組合

昭和23年農協名	経過	昭和35年 農協名	組合 員数	手数料率		貸出利率 (短期)
				購買	販売	
廠原町 廠原町農業協同組合	解散		人	%	%	
久田村 "	貯払停止	久田農協	272			
豆酸村 "	"	豆酸 "	442			
佐須村 "	"	佐須 "	262		4.5	6 銭
佐須村久根 "	"	久根 "	94	11.4		
美津島町 鶏知町農業協同組合		鶏知農協	405	23.5	14.4	5 銭
船越 "	貯払制限	船越 "	243	24.6	10.9	3 銭
大船越 "	解散					
豊玉村		豊玉農協				
仁位村農業協同組合		仁位村に 農協吸収	421	7	5.9	5 銭
仁位村中央 "	貯払停止	"				
仁位村東 "	"	"				
奴加岳村 "	"	"				
峰村		峰村農協				
峰村農業協同組合	貯払停止	峯村に 合併	284	15.2	9.1	5 銭
峰村東部 "	"	"				
上泉町 佐須奈村農業協同組合		上泉町 農協	387	13.7	4.5	5 銭
仁田村 "	解散	"				
上対馬町 豊崎町農業協同組合		上対馬 農協	630	16.6	7.3	4 銭
琴村 "	解散					
一重 "	解散					

木炭の生産・流通機構と農協

第九〇巻 三五五

第五号 五五

合が多い。対馬の農協は(表14)事業量、組合員の少ないきわめて小規模な農協が多く、いくつかの農協が解散したが、殆んどどの農協が「貯金支払停止」を経験しており、現在も全く「休眠組合」に等しい組合もある。これらの農協はいずれも購買事業の取扱高が販売額を凌加し、商人よりも安い購買・販売の手数料はおどろくべき高さであり、購買手数料の最高は実に二四・六%である。貸出利率も高いが、貸出しが殆んど短期にかぎられ、むしろ信用事業は殆んど実施していない組合が多いといった方があつた。

対馬の農協が不振であるのは、なによりも零細な、きわめて生産力がひくい自給農家を組合員とする小さな組織であることによるであらうが、経営不振の契機のもっとも大きなものは農協成立後間も

なく、豊玉農協等をのぞいて殆んどすべての農協がみまわれた  
 『薪炭事業の失敗』による組合経営の混乱であろう。

いうまでもなく、戦時中、戦後の木炭統制時代には農協（産業組合・農業会）は木炭の集荷機関に指定され、「特権的地位」にたつて、殆んど一元的に木炭を集荷していたが、各組合とも、前貸をおこなつて、集荷業者的、企業製炭者的な方法による『木炭事業』を実施し、五万俵——一〇万俵程度の木炭集荷をおこない、「優良組合」、「最高貯蓄組合」を対馬の組合のなかみることが出来た。即ち、この時期には統制による「被護」と統制の実施上の手續によつて、また、組合自体も『木炭事業』により「余裕金」、「運転資金」をかかえて製炭者への前貸が可能であつたのである。しかし、戦後、昭和二十四年から二十五年にかけて木炭の統制が撤廃され、農協の木炭取扱量は、急激に減少し、木炭は殆んど商人の取扱うものとなつてしまふのであるが、対馬の殆どどの農協は、統制撤廃前後の「混乱」の時期に木炭事業の貸出金や未払購買代金の回収不能を生じ、「甚大な損害」をこうむり、その傷あとは、後々までのこり、「木炭以外に販売物が無い」対馬の農協はあるいは解散、あるいは不振組合への途をたどつていった。

(14) 製炭者の『木炭販売』や、行方不明、また、あるべき、農協の木炭在庫がなかつたり、『使ひものにならない木炭』であつたり（木炭在庫の二重認定、事実上の空認定もあるという）して、撤廃期に『回収不能』、『欠損』を生じてい

る。農協の木炭取扱量が急減して行く様相については、たとえば峯農協の当時の業務報告書その他によると、木炭生産量が激減し、事実上、統制がゆるんでいた昭和二三年で四万二千俵の集荷（当時の農協の収益の半分は販売事業の収益で、その八割は木炭扱いの収益である。）が二五年には五九〇〇俵、二七年には一〇〇〇俵となり、以後は貸出金の返済や「未払購買代金」の支払のため等に出荷される三〇〇俵（四〇〇俵の集荷となり、「統制撤廃のこげつき」は昭和三十五年にもかなりのこざれていた。

集荷業者的な方法により木炭を集荷している豊玉農協は、貧窮な製炭者（専業製炭者の場合は農協の準組合員）の上になつて、木炭集荷を行い、それによつて農協経営を安定させ、ともかくも、対馬では高い製炭者手取りを実現し、また木炭出荷の返り荷で行う購買事業によつて地域の商人の生活・生産資材の価格を規制している。ここには『産業組合時代』の協同組合の役割が大きくなつてきている。「唯一の商品」であり、生活・生産資材を獲得するための「物交品」ともなる木炭の取扱は農協の存在形態をも規定しているようである。

### 三

長崎市から北へ四三軒、大村市の東端、郡川の上流の佐賀県ぞいの山間地帯が、大村市周辺の製炭地区のうちで最大の製炭量（七・八万俵）をもつ蘆瀬地区である。大村市（人口六万）から蘆瀬地区のほぼ中心的位置にある蘆瀬農協まで約八軒、

定期バスでのほれば二〇分の距離であり、諫早市(萱瀬地区から二〇軒、人口六万)、長崎市(五〇軒、人口三五万)、佐世保市(五三軒、人口二六万)にも遠くはなく、対島等にもたいし現在では遊地というほどでもない。

萱瀬地区(旧萱瀬村)は、地区を東西に貫流する郡川にそって、耕地がひらけ、此の地域としては水田、畑が多く、農地改革前「地主さんがいた」農耕地帯の中、下流部と「炭焼き、山仕事」に依存していた上流部の製炭・林業地帯とに分けられる。ここで対象とするのは林業・製炭地区の山間部であり、農協もこの山間部の農家によって組織される萱瀬農協である。

(四) 旧産業組合、農業会は、旧萱瀬村全域を対象として組織されていたが、昭和二三年の農協成立の際、製炭地区の「部落」を中心に、萱瀬農業会の支所を事務所として、萱瀬農協が組織された。この「分離」には「役員」や、「事務所の位置」そして、「産業構造」、「土地所有関係」の問題とともに、直接には、「木炭あつかいによる利益」の問題が一つの大きな理由として介在していたことをあげねばならない。現在の萱瀬農協には黒木、北川内、久良原、中岳、南川内と、田下郷の上田下、下田下、宮代郷の管無田の五つの部落(実行組合)が加入しており(後述のように、ここでは「部落」として加入しているという意味が大きい)、組合員四六七人(うち準組合員一六七人)、木炭販売商が総売上

高の六割(販売利益の八〇%強)をしめる木炭農協である。萱瀬地区の周辺、大村市東部の山間部では、貞享頃、他領からの移住者によって製炭が始められ、この地区の開発も移住製炭者によっておこなわれている。(「萱瀬村誌」、「黒木発達史」)以後、製炭は大村藩の「山林経営」のなかにおこまれ、藩の「御用炭」の生産を中心に、主として大村市(城下)の需要を対象として、後に国有林となる山林から原木を採取して製炭がおこなわれてきた。

旧大村藩領の東彼杵、西彼杵地方は国有林地帯であって、国有林の払い下げによる製炭が行われている。萱瀬農協が組織されている地域の国有林は約二二〇町であるが私有林は二五〇町歩で、製炭部落(中岳、北川内、黒木、南川内、久良原)に

表15 萱瀬保有林面積広狭別農家数

林野面積	広狭別	戸数	比率%
総計		208	100
0		61	25
1	反	14	17
1	3	29	11
3	5	21	11
5	10	38	18
10	03	28	13
30	50	2	1
50	100	9	4
100	200	5	3
200	300	1	0

1960年センサス

おける農家の山林所有は、(表15)全く所有しない農家が二五%、一町歩未満が六一%、五町以上が一六戸であり、



しかもこの地区の林野は人工林化がすすみ、私有林に製炭原木をもとめることは殆んど出来ないし、また求めようとする

(6) 製炭部落ではない上田下、下田下で、私有林の原木の購入あるいは自由により製炭する農家は、昭和三五年度六戸あったが、製炭量は一戸あたり一〇〇俵と三〇〇俵程度である。後述の製炭部落では三五年には私有林材を購入した製炭者はいない。

表16 萱瀬地区経営耕地広狭別農家数

広狭別 部 落 別	総 数	反3	3~5	5~10	10~15	15~20
		9戸	14戸	22戸	1戸	—
黒木	46戸	9戸	14戸	22戸	1戸	—
北川内	39	5	19	15	—	—
南川内	23	7	7	8	1	—
久良原	39	3	11	23	2	—
中岳	40	4	10	23	3	—
上下田	39	10	12	14	2	1
下田	20	2	3	15	—	—
無田	34	3	9	18	4	—

資 料 協 農 萱 瀬

この山村においても農業は主として、女子によっておこなわれ、経営面積は零細であり(表16)、また、商品化も少く(表17)、(製炭部落の黒木、北川内、南川内、久良原、中岳では農産物販売なし二七%、五万円未満四六%)、自給的農業である。兼

表18 製炭部落農家の兼業

		第一種兼業		第二種兼業	
		85戸	100%	97戸	100%
兼業 やと われ	職員	2	2.4	4	4.1
	日雇	25	29.4	28	28.9
	労働	2	2.4	6	6.2
自営 兼業	製炭	51	60.0	55	56.7
	薪林	3	3.5	1	1.0
	人など	1	1.2	—	—
	商店	1	1.2	2	2.2

上田下、下田下、菅無田のぞく  
1960年センサス

は、直接には、払い下げをうけ得た原木石数によって規定される。国有林の原木払い下げは「慣行特売」によっておこなわれる。即ち藩政時代には、此の地区の住民は「公役と

表17 農産物販売金額別農家数

総 計	217戸	100%
0	59	27
~5万円	100	46
5~10	41	20
10~20	17	7

1960年センサス

業農家が殆んど(九〇%)をしめるが、兼業の主なもの製炭である。(製炭は殆んどない。)ついで、国有林あるいは周辺の民有林の植林・伐木・搬出等々の林業労働や土木工事などに雇用の機会を見出すことである(表

18)。ここでは製炭は主として農家の兼業としておこなわれ、製炭者の製炭量は、経営耕地面積や家族労働力の大小等によって規定されるが、国有林にすべての原木を依存する此の地区で

して徴発」(「蘆瀬村誌」)されて「山林経営」に労働力を提供していたが、製炭は「郷」毎に一定数の製炭の「竈株」があり、生産した木炭は、一部は御用炭として藩に納入し、「製炭賃金をうけとり、一部を販売していた」が、明治になって「竈株」は廃止され「一郷住民の私受」という「たてまえ」となる(長崎営林署資料)。この地区の林野が国有林となり、県、ついで営林署の所管となると、地区の農家はこの林野を委託林というかたちで、やがて部落(実行組合)毎に森林保護組合というものを組織して、国有林の盗伐防止、火災予防等の保護の役割をつとめ、また国有林の林業経営にきわめて安い賃金で労働力を提供し、森林保護組合員として薪炭材の払い下げをうけてきた。

(17) 賃金は次の表ハのようであるが三七三年三月に急に上ったのは、全林野の交渉によってである。

表ハ

時 期		賃 金			
		35年	36年 4月	36年 11月	37年 3月
男	有 林 場	320	390	450	580
	国 地	400	450	500	500
女	有 林 場	230	280	350	410
	国 地	300	300	400	400

国有林材の払い下げ価格は、この地域の薪炭材価格の殆んど半額ないし、それ以下であり、また木炭の原木として集炭率がいい。したがってこの地域としては一戸あたりの払い下げ石数が少くならないように、早くから払い下げをう

けるのは部落の全農家ではなく森林保護組合員に限られてきた。森林保護組合員は、おおよそ、永く部落に居住し、国有林経営にたいし「担当区官吏より造林その他の事業の雇傭をもとめられたときは直ちにこれに従事」し、また国有林保護にあたってきた住民である。森林保護組合の規約は部落によって多少異なるが、分家や他地域からの入村者が、あらたに保護組合に加入するには一定の資格が必要であるのが通例である。たとえば一定年数の国有林経営や部落にたいする労働力の提供とか、あるいは加入金の徴収等があり、その上で組合の承認を得なければならぬ。また、国有林経営の「労務の提供」に応じないとか、「国有林保護に忠実」でない等の保護組合の規約に違反した場合には「違約金の徴収」、一定手数の「物産買受申込者」に「加入せしめない(払い下げ停止)、あるいは「除名」の罰則を規定した規約をみることも出来る。

国有林から原木の供給を受けようとするかぎり、とくに国有林経営への「労務の提供」は「義務」となってくる。国有林の伐採等を森林保護組合として請負うこと等もあり、また原木払い下げに際しての収益が森林保護組合の運営費にまわされる等、林業、製炭に依存する地区においては、森林保護組合は山村の社会、経済生活のなかに重要な位置をしめ、とくに保護組合員が部落の農家の大部分をしめる場合には、保護組合即ち、部落となることさえある。

萱瀨地区において森林保護組合を組織しているのは黒木、北川内、南川内、久良原、中岳の五つの製炭部落であるが、これらの萱瀨農協地区の保護組合は早くから加入条件が比較的「自由」になっており、たとえ「外来者」であっても部落に居住し「義務労働」をつとめれば加入は容易に認められる。黒木・北川内には三戸の、南川内には二戸の、久良原、中岳には、部落の農家数のほぼ半数のそれぞれ二〇戸ほどの保護組合に加入していない農家がある。加入していないのは、「手がたりないから」（他の兼業に従事、耕作面積が広い等で）「義務労働」に従事出来ないのが基本的な理由であるという。しかし、部落ごととに「保護にあたる国有林面積」がこととなり、したがって国有林の植林計画に応じて、払い下げ石数が部落によって差がある。久良原・中岳の払い下げ石数は、黒木・北川内等にたいしてかなり少ない。前述(註16)のように上田下、下田下、管無田の三部落では製炭は殆んどおこなわれない。

国有林の天然広葉樹林は入札によって払い下げられるが更に分割して部落の保護組合員の間で再入札される。再入札の落札価格は払い下げ価格を上まわるがその差額は組合員各戸に配分されていたが昭和三十二年以降は森林保護組合(部落)の運営費にまわされたり、あるいは配分されるようになった。

(18) 昭和三十七年度の払い下げ石数は、表ニのようであるが、払い下げ価格は二四五万、石あたり一〇〇円であり、

石	9,000	黒木
石	8,000	北川内
石	3,500	南川内
石	2,000	久良原
石	1,800	中岳
石	24,500	計

ほぼ、この地域の私有林材の半額である。再入札による落札の合計は約一〇〇万円上まわり、石あたり一五〇円と一〇〇円(俵あたり六〇円)と一〇〇円となる。(黒木、北川内、南川内のようにほとんど全農家が保護組合員である部落は、保護組合の運営費と部落の運営費とが重複あるいは事実上同一となる。配分は、もちろん払い下げをうけるうけないにかかわらず全組合員におこなわれる。

森林保護組合が支払う払い下げ原木代金は、萱瀨農協が保護組合部落の役員に連帯責任により保護組合に融資する。製炭者は保護組合から「原木代」を借りる。また農協は炭釜構築資金を製炭者に貸出す。しかし、これを借入するのは製炭者のほぼ二〇%(二〇人)である(昭和三十二年農協が原木代融資を始めたときは殆んど全員が借入)。製炭者は木炭を農協に出荷し、後述のように農協の建値の七〇%の貸付を受けることが出来る。なお、また、製炭していることが明らかであれば「農協は出荷の二―三週間前に「生活費」として貸出をおこなっている。

(21) 農協への出荷は週一回の検査日に、部落ごとにある部落の木炭倉庫に、検査員、倉庫管理人立会いのもとに入庫する。製炭者は倉庫管理人の発行する入庫表をもって、建値

表ホ 部 落 別 經 営 耕 地 広 狭 別 製 炭 者 数

部 落 別	廣 狭 別 總 数	製 炭 者 数					
		0	1反 未 滿	3反 ~ 3	5反 ~ 5	1町 ~ 1	1.5町 ~ 1.5
黒木	39戸	3戸	1戸	5戸	12戸	16戸	3戸
北川内	26	1	1	5	8	11	
南川内	18		1	7	5	5	
久原	14			1	3	8	2
中岳	10			2	3	4	1
上田下	2			1	1		
下田下	2					2	
田管							

壹瀨農協調べ(昭和36年)

七〇%の貸付をうけるのであるが、この貸付は無利子で手数料一円のみが支払われる。木炭代は精算の上、組合員の貯金口座にふりこまれるが、これには、出荷後、ほぼ二月を要するので、大部分の製炭者が七〇%の貸付をうける。なお、出荷前の貸出(信用貸)は年間ほぼ五〇人がこれを利用している。

菅瀬農協地区の製炭は兼業製炭者を中心とし、部落機構を媒介として農協に原木代その他を依存し、年間ほぼ七万八万俵の木炭が生産される。生産された木炭はすべて菅瀬農協一県経済連あるいは全販連を経由する無条件委託の「共同販売」によって出荷される。

保管調整炭制度による出荷量も長崎県の農協のうちでもっとも多い。

(2) 昭和三十六年一〇〇戸以上が製炭したが、全く耕地を耕作しない製炭者が四戸、一反以下が二戸の他に、耕

作面積が零細で表ホ、事実上の専業製炭者とみられるものも二〇戸ほどある。製炭量は昭和三十六年度に例外的に二四〇〇俵と大きな製炭量をもつ製炭者(専業製炭者)がいるが、一〇〇〇俵以上製炭者は一七戸であり、もっとも多いのが六〇〇俵八〇〇俵(三九戸)で、五〇〇俵台がこれにつき、おおよそ、兼業製炭者による標準的製炭量である。

(2) 菅瀬地区の保管調整炭の出荷は三四年一〇二〇〇俵(長崎県の総数の二九%)、三五年七八〇〇俵(一五%)、三五年一四、二〇〇俵(一八%)、三七年一五四〇〇俵(一六%)である。なお、三十七年度は、長崎県の保管調整炭出荷量は全国一である。

菅瀬農協の木炭の「完全」な「共同販売」が成立したのは昭和三十二年以降である。三十一年までは木炭統制撤廃の事務引つぎのかたちで、条件つき(価格)委託販売による「共販」がおこなわれてはいたが、商人による集荷もおこなわれていた。

もともと菅瀬地区には、集荷業者というべきものはいなかったが、木炭統制以前の昭和初期には消費地の大村市内の「木炭問屋による仕出し経営がおこなわれ、問屋のもとに、歩合制あるいは製炭量に応じて、金利を払いながら製炭する農家が多く」(長崎県林務課資料)、また「馬方と称する産地の仲買的な性格をもつ搬出業者も存在」していたようである。

には木炭の出荷は農協（産業組合、農業会）に集中したが、統制撤廃後、商人の集荷がようやく激しくなり、とくに昭和三〇年頃の農協経営不振（木炭取扱の失敗と不正事故による）の時期には大村市内の木炭商人（卸・小売）による原木資金の貸付等による集荷、「買漁り」が甚だしく、農協への木炭出荷量は激減した。

(24) 木炭商人（銀主）から貸付をうけた製炭部落の農家は国有林材の入札にさいして、大量の原木を手に入れることも出来るわけである。萱瀬地区の製炭者によれば統制中もこのような業者による資金の貸付けはある程度おこなわれていたという。

(25) 萱瀬農協の木炭とりあつかい量は、昭和二八年一九年頃は農協の木炭取扱の手数約より三万〜四万俵と算定され、三〇年度の資料は見あたらないが、三一年度三三〇〇俵と激減しており、三二年三三、三三〇〇俵、以後は七万俵、八万俵の取扱となる。

昭和三十二年、萱瀬農協の「再建整備」にあたって「農協全利用」が「強力」に打ち出され、萱瀬農協の販売高の六割（販売手数料収入の八割）をしめる木炭の全面的な農協出荷が達成された。即ち、部落・森林保護組合ごとに農協に出荷しない製炭者には「国有林の原木を払い下げない」という規約をつくってもらい、県信連の融資をうけて前述のように原木代を貸つけ

る措置をとり、一方、大村市の木炭商人にたいしては「木炭は農協からわたすから、集荷に入らないようにしてもらい」、「完全な共同販売」が達成された。「農協共販」成立の条件としては、萱瀬の木炭にたいする大村市という市場をもっていたこと、国有林材の払い下げ原木に依存する兼業製炭者を中心としていたこと、あるいは、木炭価格の変動（三一年冬の高騰、春先暴落、三二年の価格不振）や商人の「買たき」による「損失」にたいする製炭者の反省、農協の再建整備の時期における部落の「協力」や農協役員の指導等があることは、もとよりである。

(26) 年間、一戸につき、二〜三俵の「土産物」として、地区外への持ち出しは認められているが、それ以外、農協を経由しない出荷は不可能である。たとえ、出荷しようとしても「道路が一本しかなく、農協が（地区の）入口にあって、ぐあいがわるい」という。

萱瀬地区の木炭が全面的に萱瀬農協―県経済連あるいは全販連を通じて出荷されるようになると、従来殆んど行われなかった県外（北九州、中京、阪神等）への出荷がおこなわれるが、しかし、なお、萱瀬木炭のほぼ半分は大村市場あてに出荷され、大村市の需要の大部分を供給している（大村市の需要五万五〇〇〇〜六万俵にたいし、萱瀬炭は例年三万〜四万俵の供給）。

大村市内の卸・小売商との取引は名目上は経済連経由であるが、実際は萱瀬農協と卸・小売商との直接取引である。大村市内に

は他地域への移出をおこなうような業者はなく、市内の消費者を対象とする小売を兼ねた卸売と他の業種を兼営する小売が四十五戸あるのみである。萱瀬農協はこれら大村市内の商人には、その時期における木炭の「相場」と「おおよその生産費」を基準として「建値」をたて、商人の取得する「一定の手数料」を指定し、小売価格を指示して木炭を出荷する。

(27) 建値は「部落」の代表者、各三名、県経済連の職員および農協の理事、職員の精成による会議(需要期には月に一度ぐらい開催)によつて定められる。なお大村市の一グループの木炭業者から口頭で「申入」がある。この建値に依りたり運賃一五円(山元倉庫から大村市まで)と商人の手数料五五円を加えた小売価格とするよう指示する。もし商人がこれ以上の小売価格で売る場合は、農協は大村市内へ「直接売」をするとしている。

大村市場にかんするかぎり、萱瀬周辺地区の福重、松原等の製炭地で生産される木炭の価格も萱瀬農協の「建値」によって規制されている。即ち、萱瀬農協は伝統的な、地域的な市場を掌握し、生産者にはきわめて高い手取りを実現している。経済連あるいは全販連経由による県外あるいは県内他地区へ出荷される木炭については、もちろん出荷先の消費地においてあたえられる卸売価格より手数料・運賃等、諸経費を差引いて産地価格が決定される。農協は毎月の出荷木炭について等級別にプー

ル計算し、精算された金額が製炭者の貯金口座にふりこまれる。精算はおおむね、やや、建値を下まわることが多いが、萱瀬農協の「木炭扱い」について「すく現金が手に入らない」ということ以外、大きな不満はきかれない。

(28) 大村市場では木炭は萱瀬農協の指示する小売価格によって店頭で販売されているが、大村市地域だけの木炭の供給では不足する場合に他地域の同じ等級の木炭が、萱瀬地域の木炭の小売価格より高く、同じ店頭で販売されていることがある。

(29) 大村市場むけでは生産者の取得分は建値から農協手数料を差引いたものである。たとえば、三十七年一月、雑、級建値三六五円から、五円(萱瀬農協一〇円、県経済連五円、なお全販を経由すればさらに五円加わる)を差引けば三五〇円で、大村市の小売価格(三六五円+運賃一五円+商人手数料五五円)四二五円の八二%となる。精算価格(二七年七月不需要期)について、製炭者の労働費(五〇〇円として)および支出されるすべての「費用」(表とは、きざとりによる平均生産費)をさしひくと、かき一級で、ほぼ一〇〇円近い利潤がみられる。しかし、雑三級では(原木代三〇円おちとして)約四〇円の赤字で、自家労賃分がひききげられ雑二級ではほぼ自家労賃分が取得される。なお、一日一人の製炭量は萱瀬では、ほぼ二俵〜三俵であるが、この地区で生産される木炭の、かき、雑の割合は三六年度では、それぞれ三八%、六二%であり、雑三級炭が総製炭

表へ 精算額および建値

	昭和37年7月		昭和37年1月	
	精算	建値	精算	建値
か	1級	402円	414円	435円
	2級	385	388	415
	3級	356	382	385
雑	1級	306	346	365
	2級	281	324	345
	3級	243	320	285

表ト 木炭生産費(製炭者により支出される自家労賃および費用)黒かし一級

原木代				④ 70.00	⑤ 70.00
伐採集材費	伐木	木寄込	費代	20.15	28.57
	木詰	込込	代代	15.80	22.22
	小	込込	代代	10.25	15.15
	小	計	計	46.20	65.94
炭焼費	焼窯	償却	貨費	14.65	22.50
	小	計	計	33.65	40.00
	小	計	計	48.30	62.50
包装費	炭繩	俵造	代代	14.00	20.00
	荷	造	代代	6.50	10.00
	小	計	計	17.25	25.00
小	計	計	37.75	55.00	
搬出費				15.00	21.43
雑費	倉庫	番手	当料	2.00	5.00
	検査	直	料	4.80	4.80
	証	協手	票料	1.00	1.00
	農小	数	料	17.50	17.50
小	計	計	25.30	28.30	
金利その他				2.40	2.40
合計				244.95	305.57

(1)原木代は再入札価格  
 (2)④は、賃金350円、⑤は500円としての生産費  
 (3)手数料は全販をふくめた平均

量の三二%、かし二級が二二%、雑二級が二二%をしめる。

四

「斜陽産業」の製炭業ではあるが、萱瀬地区の製炭者達によれば「炭を焼いてわるかったという人はそういない」のである。そして、「手さえあれば少しでも多く焼きたい」という人が多い」というのである。山村における農家のまづしさの上になつて考えねばならないが、一つには木炭としては、高い製炭者手取りをもたらしたことがこのようにいわせたのである。それには

農協「共販」により、伝統的な、局地的な市場を掌握したこと

が「原木価格の安さ」とともに基本的な条件となる。「共販」の達成については、農協が森林保護組合、部落の「共同体的規制」の上になつて、製炭者を把握したことが重要である。「共同体的規制」をささえる固有林は、楨林がすすみ、老齡化した製炭者たちをして、原木払い下げ量が少くなるであろうことをうれえさせている。木炭の「共販」を中心として農協の再建整備はきわめて順調にすすみ、局地的な流通過程の合理化は達成されたが、もちろん、その上には、木炭の「全国的な相場がある」。

対馬の、とくに專業製炭者の原木買付(ほぼ三年分)は、パ

ルプ資本等の進出を中心とする。#原木難#を昭和三五年度までは深刻にはあらわさず、「他に有利な現金収入」がないかぎり、業者の支配のもとに、「炭を焼いていたら、とにかく食える」という製炭者は木炭の生産をつづけ、昭和三五年度の木炭生産量は、全国的な減産傾向にたいし、対馬では戦後最高である。製炭者の生産過程、流通過程合理化への意欲も稀薄であり、商人支配の地域における不振な農協による「共販」への指向もきわめて困難である。農協の集荷業者的な「共販」には農協の

#経営維持の目的#がよりつよく、看取される。三五年度から、軌道にのるバルプ資本の雑木買付は、漸く、原木難をあらわにし、#雇用事情の好転#とともに製炭労働力を流失させ（阪神方面等への求職また島内外の林業労働者化）製炭量は昭和三五年にたいし、三六年は三五%の減産となる。業者の支配のもとに、製炭に従事してきた最低位階層にも漸く製炭就業をはなれる機会が訪れたかにみえる。